

## 仕様書（1）

### 造林事業一般仕様書

1. 作業の実施に当たっては誠意を旨とし、仕様書、作業内訳書、作業予定表、図面にに基づき実施するものとする。
2. 作業方法等の細部については監督職員の指示に従うこと。
3. 仕様書及び図面等に疑義がある時は監督職員の指示に従うこと。
4. 本作業に除草剤又は灯油を使用する場合の取扱い、並びに作業方法については、別紙、除草剤使用仕様書又は灯油使用仕様書によること。
5. 本作業実施のため貸付を受けた機械器具の取扱いについては、別紙、造林事業機械器具使用条件書によること。
6. 本作業実施のため、支給を受けた場合の支給材料は、甲の定める様式により記番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、甲又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。  
なお、作業が完了（一部完了を含む）し検査を請求する場合は、完了届と同時に甲に提出すること。
7. 本作業実施のため、物品を購入した場合は、購入物品（苗木、除草剤、薬剤、シカネット等）を甲の定める様式により記番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、甲又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。  
なお、作業が完了（一部完了を含む）し検査を請求する場合は、完了届と同時に甲に提出すること。
8. 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
9. 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
10. 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い作業現場の片付けを行うこと。
11. 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、乙の負担において行うこと。